# 佐世保特別支援学校いじめ防止基本方針

令和6年4月改定

#### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第二条から)

表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えない所で被害が発生 している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着 目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。

(長崎県いじめ防止基本方針の P. 5から)

## 2 いじめの基本認識

- ①いじめは、どの児童生徒にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

#### 3 基本理念

本校は、校訓「健康 協力 自立」を具現化し、個々の教育ニーズを的確に把握し、個に応じた指導の充実に努めている。また、家庭・地域・医療・福祉機関等との連携を密にし、生涯を見据えた指導にも取り組んでいる。健康で日々楽しく生きがいをもって生活できる力や、自ら考え主体的に行動できる力を身に付け、他を思いやる心をもって、積極的に社会参加できる児童生徒の育成を目指した教育活動を展開している。そのため、全ての児童生徒が、安心して学校生活を送り、有意義で様々な活動に取り組むことができるように、いじめ防止に向けて、日常の指導体制を定めている。さらに、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

#### 4 目指す児童生徒像

- 〇健康でたくましく、生きぬく児童生徒
- ○思いやりのある心豊かな児童生徒
- ○自立し社会に参加・貢献しようと努力を続ける児童生徒

#### 5 いじめ防止のための組織

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに対する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

#### (1) 構成員

校長、副校長、教頭、部主事、生活指導主任、生徒指導主事、 保健主事、養護教諭、カウンセラー、(保護者代表 地域関係者) ※その他、必要に応じて、関係学級担任、関係機関(医師、警察等)

## (2)役割

- ①学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ②具体的な年間計画の作成と実行、検証及び修正
- ③アンケートの作成と実施及び見直し
- ④いじめへの対応
- ※いじめに関わる情報があったときやいじめの事実が認められたときには、緊急対策 会議を開き、関係のある児童生徒への聴き取り、指導や支援体制・対応方針等の決 定を行う。

#### 6 いじめ防止のための具体的な取組

く教職員>

## 未然防止

- ●児童生徒一人一人が認められ お互いに相手を思いやる雰囲 気づくりに取り組む。
- ●教師一人一人が分かりやすい 授業を心掛け、学習に対する 達成感・成就感を育て、児童生 徒が自己有用感を味わい、自 尊感情を育むことができるよ うに努める。
- ●「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。
- ●毎月3日~9日を「ありがと うの7日間運動」として位置 付け、朝の会や帰りの会、ホー ムルームの時間を活用し、自 己有用感を育む取組を行う。
- ●コミュニケーション力を育成 するとともに、学校行事や児 童生徒会活動、総合的な学習 (探究)の時間や生活科にお ける道徳性育成に資する体験 活動を推進する。

#### 早期発見

- ●定期的に、教職員及び児童 生徒へ生活アンケートを 実施し早期発見に努める。
- ●「いじめは、どの学校でも どの児童生徒にも起こり うるものである。」という 基本認識に立ち、全ての教 職員が、児童生徒の様子を 日常的に観察し、児童生徒 の小さな変化を見逃さな い鋭い感覚を身に付ける。
- ●気になる児童生徒がいる 場合は、学部会等で児童生 徒の情報を共有し、より多 くの目で児童生徒を見守
- ●学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

#### 対応

- ●いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに「いじめ対策委員会」へ報告し、情報を共有する。
- ●正確かつ迅速な事実関係 の把握に努め、事実を隠 すことなく、保護者等と 情報を共有する。
- ●被害児童生徒を守るとともに、教育的配慮のもと、 毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
- ●状況に応じて、臨床心理 士や福祉士等の外部専門 家、関係機関等の協力を 得る。
- ●いじめが解消したと見られても、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行う。 (※1)
- ●ネット上の不適切な書き 込み等については、被害 の拡大を避けるため、直 ちに削除し、必要に応じ て、警察や法務局等との 適切な連携を図る。

### <児童生徒>

### 未然防止

- ●児童生徒の主体的かつ積極的 な参加ができる児童生徒会活 動を行う。
- ●友達や身近な人を大切にする 気持ちを育む。
- ●地域での様々な体験を通して、地域の一員としての自覚や自信を育む。
- ●携帯電話やインターネットを 使うルール作りを行い、それ を守って利用する。

### 早期発見

- ●心配なことがあるときは、 教職員や家族に相談する。
- ●友達が困っているときは、助ける。
- ●友達がいじめられている場面を見たり、話を聞いたり したら、教職員や家族へ知らせる。

### 対応

- ●はやし立てたり、おもしろがったりしない。
- ●見て見ぬふりをせず、勇 気をもって、家族や教職 員に知らせる。
- ●友達の気持ちに寄り添い、親身になって接する。

#### く保護者>

未然防止	早期発見	対応
●日頃から子供の様子を注意深	●子供の様子を適宜学校へ伝	●事実を冷静に確認し、子
く観察するとともに、積極的	え、情報を共有しておく。	供の話に耳を傾け、言い
にコミュニケーションをと	●服装等の汚れや乱れに気を	分を十分聞く。
る。	配る。	●学校や相談機関へ相談
●携帯電話やインターネットの	●子供の持ち物がなくなった	する。
利用の仕方について、ルール	り増えたりしていないか、	●いじめの問題解決に向
づくりを行う。	確認する。	けた学校の方針や対応
	●悩みなど、何でも相談でき	について、意見交換を行
	るような雰囲気を作る。	う。

※1いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の二つの条件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。進級・進学・転学の際は、申送り事項として面談等での確実な引継ぎを行う。

#### 7 分教室におけるいじめ防止対策

- (1) 本校におけるいじめ防止対策に準じて取り組む。
- (2) いじめ発生時には、分教室において委員会を開催し、情報収集、適切な対処、再発防止に努める。
- (3) いじめの状況等により、関係機関や本校とも密接に連携し対応を行う。

#### 8 重大事態への対処

- (1) 重大事態の概要
  - ①いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合。
  - ②いじめにより、児童生徒が長い期間学校を欠席している場合。
  - ③児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。
- (2) 重大事態が発生した場合の対応の流れ
  - ①いじめを発見した教職員は担任、学年主任、部主事、生活生徒指導部へ報告する。 部主事は教頭、副校長、校長へ報告する。
  - ②校長はいじめ対策委員会を招集し、事実関係の調査を行い、対応を協議する。
  - ③校長は教育委員会へ報告する。
  - ④必要に応じて、警察等関係機関へ通報する。
  - ⑤児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等、その他必要な情報を適切 に提供する。

- 9 公表 点検 評価
  - (1)「学校いじめ防止基本方針」を、ホームページで公開する。
  - (2) 学校評価において、いじめ防止への取組を、保護者、児童生徒、所属職員で評価する。
  - (3) 年間の取組について、学校評議員会において報告し、意見を求める。

## 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
会議等	・基本方針等 の確認・周知	いじめ対策委員会 (校内委員のみ) ・いじめ防止基本方針 ・年間計画			人権教育 研修会		
防止	面談・家庭訪問を実施し、家庭ごとに話を伺う。						
対策	「ありがとうの7日間運動」の実施等、様々な教育活動を通して、道徳的内容の充実						
		・アンケート		長崎っ子の心を見		・アンケート	
早期		(児童生徒・保護者)		つめる教育週間		(児童生徒のみ)	
発見				8日(月)			
				~12 日 (金)			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
会議等						いじめ対策委員会 (外部委員含む) ・次年度の検討		
防止	面談・家庭訪問を実施し、家庭ごとに話を伺う。							
対策	「ありがとうの7日間運動」の実施等、様々な教育活動を通して、道徳的内容の充実							
早期				・アンケート				
発見				(児童生徒・保護				
光兄				者)				

- 10 情報端末によるいじめへの対応
  - ※ 携帯電話等によるメール、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用したいじめへの対応
    - (1)情報モラル教育の充実
    - ①ホームルームにおける情報モラル教育の充実
    - ②情報端末機器を使った体験的な指導の充実
    - (2) 携帯端末の利用についてのルールづくりと指導
    - ①個人情報の利用の制限(情報セキュリティ要綱などの法令順守)
    - ②不当な書き込みに対する対処
    - (3) 保護者との連携
    - (1)フィルタリングや保護者の見守りの協力とルールづくり

## 11 いじめ防止の取組について

## 〇「ありがとうの7日間運動」

本校独自の取組として「ありがとう(サンキュー)」という感謝の言葉でお互いを認め合ったり、自己有用感を育んだりするものとして設けられた。また、この期間に道徳的な内容を取り入れた学習を行い、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てていきたい。毎月3日から9日を「ありがとうの7日間運動」として、この期間中は趣旨にのっとり、各部門、学部ごとに具体的な取組を行う。(各学部の実態により、毎月実施するのが困難な場合は、回数を減らして取り組むが、最低でもいじめアンケートをする月には実施するようにする。)